

茨城県報

号外(2)

昭和36年3月28日

火曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

規則

◎茨城県旅館業法施行規則.....	ページ 1
◎茨城県の理容師、美容師、クリーニング師の各試験委員規則.....	7

規則

茨城県規則第26号

茨城県旅館業法施行規則を次のように定める。

昭和36年3月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨 城 県 旅 館 業 法 施 行 細 則

旅館業法施行細則(昭和33年茨城県規則第45号)の全部を改正する。

(旅館業経営の許可申請書)

第1条 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。)第1条第1項に規定する申請書は様式第1号によるものとする。

(申請書の記載事項の変更等の届出)

第2条 規則第2条の規定による届け出は、申請書に記載した事項を変更したときにあつては、様式第2号、営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときにあつては、様式第3号によるものとする。

2 営業者が死亡したとき(営業者が法人の場合は、解散又は合併したとき)は、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する届出義務者(営業者が法人の場合は、その精算人)は、営業者死亡(解

散, 合併) 届 (様式第 4 号) に営業許可書を添えて10日以内に知事に提出しなければならない。

- 3 営業者は, 自ら営業の管理をせず別に管理人をおいたときは, 旅館業管理人届 (様式第 5 号) を知事に提出しなければならない。その管理人を廃し, 又は変更したときも同様とする。

(構造設備の基準)

第 3 条 旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号。以下「令」という。) 第 1 条第 1 項第10号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は, 次のとおりとする。

- (1) 客の収容定員数に応じた適当な規模の洋式の食堂を有すること。
- (2) 収容定員以上の寝具を有すること。
- (3) 寝具を格納する設備を有すること。
- (4) 客室の見やすい場所に客室名及び定員数を表示すること。
- (5) 客室のガス管は, 腐しよくしていないもので, ガスが容易に中断されないものであり, かつゴム管との接続は止め金等を用い, とりはずされないものであること。
- (6) 食品衛生法 (昭和22年法律第233号) による許可基準に適合する調理室を有すること。
- (7) 浴場内は, 外部から見通せない構造とし, 共同用の浴室及びシャワー室は適当の広さの脱衣室を有すること。
- (8) 浴場の床及び腰張り, コンクリート, タイル等の不浸透性材料を用いること。
- (9) 便所については, 次の掲げるところによること。

ア 客用と, 家族及び従業員用とを区別し, 客用は各階に設けること。ただし, その階の収容定員数が 5 人以下のときは, 当該階に隣接する階に併設することができる。

イ 調理室と隣接していないこと。

ウ 防虫及び防臭の設備を有すること。

エ 流水式の手洗設備を有すること。

オ 共用の手ぬぐいは備えつけないこと。

- 2 令第 1 条第 2 項第 9 号の規定による旅館業の施設の構造設備の基準は, 次のとおりとする。

- (1) 客室と他の客室, 廊下等との境は, 壁, ふすま, 板戸又はこれらに類するものを用いて区画すること。
- (2) 前項第 2 号から第 9 号までに掲げる基準。

- 3 令第 1 条第 3 項第 7 号に規定する簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は, 次のとおりとする。

- (1) 1 客室の床面積は, 7 平方メートル以上であること。
- (2) 階層式寝台を設ける場合は, 2 層までとし, その幅は0.9メートル以上, 長さ1.8メートル以上であること。
- (3) 階層式寝台を有しない10平方メートル未満の客室を設ける場合には, それらの客室の延床面積は, 総客室の延床面積の 3 分の 1 以下とすること。

(4) 第1項第2号から第9号までに掲げる基準

4 令第1条第4項第5号に規定する下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 客室の数は、3室以上であること。
- (2) 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。
- (3) 各客室に押入れ又はこれにかわる設備を有すること。
- (4) 第1項第2号から第9号までに掲げる基準

(構造設備の基準の特例)

第4条 知事は、土地の状況その他の事情により公衆衛生上支障がないと認めるときは、前条の基準を緩和することがある。

(宿泊者名簿)

第5条 旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する宿泊者名簿は、様式第6号によるものとする。

(書類の経由)

第6条 法及び規則、又はこの規則の規定により、知事に提出する書類は正副2通とし、営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

2 保健所長は、前項の書類を受理したときは、当該書類を審査し及び必要に応じて現地調査を行ない、その結果に意見を付して当該書類とともに知事に進達するものとする。

付 則

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

様式第1号(第1条)

年 月 日

茨城県知事

殿

申 請 者 住 所

氏 名

印

年 月 日生

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

旅 館 業 経 営 許 可 申 請 書

旅館業経営の許可を受けたいので、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により、次のとおり申請いたします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別

- 4 営業施設が旅館業法施行規則第3条第1項第1号又は第3号に該当するときはその旨及び営業期間
- 5 客室数及びその定員(各室の広さ及び定員を明記すること。)
- 6 営業施設の構造設備の概要
- 7 旅館業法第3条各号に該当することの有無並びに該当するときは、その内容
- 8 添付書類
 - (1) 営業施設付近200メートル以内の見取図
(当該区域内に学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校がある場合は、その学校名、国・公・私立の別及び営業所在地と学校敷地との直線距離を明記すること)
 - (2) 営業施設の構造設備を明らかにする図面
(学校からおおむね100メートルの以内の区域に当該施設がある場合に於ては、客室内を見通せない構造設備を明示すること。)
 - (3) 法人の場合は、定款又は寄付行為の写及び登記簿抄本
 - (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)によるその建物に対する確認通知書の写
 - (5) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び風俗営業等取締法(昭和23年法律第122号)が適用される営業施設に於ては、それぞれの営業許可書の写
 - (6) 敷地又は建物が他人の所有であるときは、所有者の旅館業経営に係る承諾書

様式第2号(第2条第2項)

年 月 日

茨城県知事

殿

届 出 者 住 所

氏 名

印

年 月 日生

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所
在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

旅館業許可申請書記載事項変更届

旅館業経営許可申請書に記載した事項を次のとおり変更したので、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第2条の規定によりお届けいたします。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 営業の種別
- 5 届出事項

変 更 前

変 更 後

6 変更年月日

7 変更理由

8 添付書類

(1) 営業施設の変更にあつては、前後の状況を明記した団面

(2) 申請者が氏名を変更したときは、戸籍謄本又は抄本

様式第3号 (第2条第1項)

年 月 日

茨城県知事

殿

届 出 者 住 所

氏 名

印

年 月 日生

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所
在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

旅 館 業 停 止 (廃 止) 届

旅館業を、次のとおり停止 (廃止) したので旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号) 第2条の規定によりお届けいたします。

記

1 許可年月日及び許可番号

2 営業施設の名称

3 営業施設の所在地

4 営業の種別

5 停止 (廃止) 年月日 (停止にあつては停止期間)

6 停止 (廃止) 理由

7 添付書類 (廃止の場合に限る。)

営業許可書

様式第4号 (第2条第2項)

年 月 日

茨城県知事

殿

届 出 者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所
在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日)

(第三種郵便物認可)

旅 館 業 経 営 者 死 亡 (解散, 合併) 届

氏名 (法人の場合にあつては, その名称及び代表者名) が死亡 (解散, 合併) したので, 茨城県旅館業法施行細則 (昭和36年茨城県規則第26号) 第2条第2項の規定によりお届けいたします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業者氏名生年月日
- 5 死亡 (解散, 合併) 年月日
- 6 添 付 書 類
 - (1) 死亡 (解散, 合併) を明らかにする証明書
 - (2) 営業許可書
- 7 営業者の包括承継人の営業を継続する意思の有無

様式第5号 (第2条第3項)

年 月 日

茨城県知事

殿

届 出 者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては, その名称, 主たる事務所の所
在地並びに代表者の住所, 氏名及び生年月日)

旅 館 業 管 理 人 届

旅館業管理人を次のとおり定めたので茨城県旅館業法施行細則 (昭和36年茨城県規則第26号) 第2条第3項の規定によりお届けいたします。

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 管理人の本籍、住所、氏名及び生年月日
- 5 管理人設定 (廃止) 月日
- 6 管理人設定 (廃止) 理由

様式第 6 号 (第 5 条)

宿 泊 者 名 簿

到 月 日	着 時	住 所	氏 名	職業	年 令 性 別	前 宿 泊 地	夜 地	出 日	発 時	行 先 地	備考

備 考

- 1 外国人の場合は、その国籍を備考欄に記載する。
- 2 下宿宿泊については、「住所欄」を「家族連絡先の住所氏名欄」に、「前夜宿泊地欄」を「前宿所欄」に読み替えるものとする。
- 3 団体宿泊にあつては、その団体名、その代表者の住所、氏名、職業及び人員を記載し他は省略することができる。

茨城県規則第27号

茨城県理容師試験委員、茨城県美容師試験委員、茨城県クリーニング師試験委員規則を次のように定める。

昭和36年 3 月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県理容師試験委員、茨城県美容師試験委員、茨城県クリーニング師試験委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、審議会等設置条例(昭和28年茨城県条例第6号)第6条の規定に基づき、茨城県理容師試験委員、茨城県美容師試験委員及び茨城県クリーニング師試験委員(以下「試験委員」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験委員の数)

第2条 試験委員の数は、それぞれ10人以内とする。

(試験委員の会議)

第3条 試験委員の会議は、知事が招集する。

- 2 試験委員の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 試験委員の会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

付 則

この規則は、昭和36年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所